

# 山梨県公報

第千八百八十七号

平成十三年  
四月十九日

木 曜 日

## 目 次

|  |     |
|--|-----|
| 包括外部監査契約の締結について                        | 一四四 |
| 道路の区域変更                                | 一四五 |
| 都市計画に関する県民意向調査の実施について                  | 一四五 |
| 公 告                                    | 一四五 |
| 落札者等の決定について                            | 一四六 |
| 一般競争入札について                             | 一四六 |
| 企業局                                    | 一四六 |
| 丘の公園利用料金等及びまきはレストラン飲食料金等の徴収事務の委託に関する告示 | 一四七 |
| 公安委員会                                  | 一四七 |
| 遊技機の型式の検定                              | 一四七 |

## 告 示

**山梨県告示第二百三十七号**  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。  
 平成十三年四月十九日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成十三年四月二日
  - 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
  - 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 古屋俊仁  
住所 山梨県甲府市緑が丘一丁目十七番九号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

### 山梨県告示第二百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年五月十日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十三年四月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別        |             | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長<br>(メートル) |
|--|-------------|-------------|-----------------|------------------|
|  | 旧           | 新           |                 |                  |
| 大月市猿橋町大字小篠字錦田五九二番地先<br>から<br>大月市猿橋町大字小篠字錦田五九五番の一<br>地先まで | 三・三丁<br>七・〇 | 四・三丁<br>九・〇 |                 | 五六・〇             |

### 山梨県告示第二百三十九号

都市計画に関する県民意向調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。  
 平成十三年四月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 調査の目的  
この調査は、県民の都市計画に関する意向を把握することにより、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六条の二の規定による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査事項  
県民の都市計画に関する意向に係る事項
- 三 調査の範囲  
1 調査地域

2 調査対象

山梨県全域  
県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した十五歳以上の者（八千二百八十人）

4 調査の期日

平成十三年四月二十日から同年五月三十一日

5 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

公 告

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月十九日

山梨県知事 天 野 建

一 落札に係る役務の名称及び数量

広域的公共ネットワークシステム等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十三年三月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

日本コムシス株式会社 東京都港区高輪三丁目二十三番十四号

五 落札金額

三億九千二百七十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十三年二月十五日

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月十九日

山梨県知事 天 野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県新税務システム開発業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

契約日の翌日から平成十六年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県総務部税務課及び山梨県税務関係機関

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十三年度における物品等の特定調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十三年山梨県告示第九号）に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 都道府県の総合的な税務事務（課税から収納及び滞納整理に至るまでを対象とした事務）におけるシステム開発実績があること。

3 端末台数が百台以上のクライアント・サーバ型システムにおける開発実績があること。

4 当該調達役務に関し、システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを行えること。

5 公告に示すシステムを開発し、納入できると知事が判断した者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部

税務課電算担当 電話〇五五 二二三 一三八九

|  |   |
|--|---|
| 2  | 入札説明書の交付方法<br>この公告の日から三の1の交付場所において交付する。   |
| 3  | 入札説明会の日時及び場所<br>平成十三年四月二十六日午後一時三十分 山梨県庁北別館六〇一会議室  |
| 4  | 入札及び開札の日時及び場所<br>平成十三年六月五日午後一時三十分 山梨県庁北別館六〇一会議室   |
| 5  | 郵送による入札書の受領期限<br>平成十三年六月一日午後四時三十分   |
| 6  | 入札の無効<br>この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 |
| 7  | 落札者の決定方法<br>規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。   |
| 四  | その他   |
| 1  | 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨<br>日本語及び日本国通貨  |
| 2  | 入札保証金<br>免除   |
| 3  | 契約保証金<br>契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。  |
| 4  | 入札者に要求される事項<br>この一般競争入札に参加を希望する者は、二の1から5に係る証明書及び入札説明書に示す書類を平成十三年五月十五日午後四時三十分までに三の1の場所に提出しなければならない。                                  |
| 5  | 契約書作成の要否  |
| 6  | その他<br>詳細は入札説明書による。   |
| Summary  |   |
| 1 Nature and quantity of the services to be required |   |

|  |   |
|--|---|
| Development of New Taxation System for Yamanashi Prefectural Government I set  | 2 Date and time for tender<br>1:30PM June 5, 2001 |
| Bureau in charge<br>System Management Section, Tax Division, General Affairs Department,<br>Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi<br>Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1389                   | 3   |
| <b>企業局</b>   |   |
| <b>山梨県企業局告示第一号</b>   |   |
| 山梨県菅丘の公園管理規程（昭和六十一年山梨県企業局管理規程第七号）第三条に規定する利用料等及び山梨県菅まきばレストラン管理規程（平成六年山梨県企業局管理規程第八号）第六条に規定する飲食料金等の徴収事務を、地方公営企業法（昭和二十七年法律第百九十二号）第三十三条の二の規定に基づき、次のとおり委託した。<br>平成十三年四月十九日   |   |
| 一 委託の相手方<br>山梨県北巨摩郡高根町大字清里字念場原三、五四五番地の五 財団法人丘の公園管理公社   | 山梨県公営企業管理者 富 田 重 利                                |
| 二 委託の期間<br>平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで  |   |
| <b>公安委員会</b>   |   |
| 遊技機の型式の検定<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。<br>なお、検定の有効期間は、平成十六年四月十八日までとする。<br>平成十三年四月十九日 |   |
| 山梨県公安委員会   |   |

委員長 風間善樹

| 申請者氏名又は名称及び住所                                     |                                   | 型式の概要                 | 型式名             | 製造者又は輸入業者名 | 検定番号 |
|---|-----------------------------------|-----------------------|-----------------|------------|------|
| サミー株式会社 代表取締役<br>里見治<br>東京都豊島区東池袋二丁目二番二号          | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | サンベイ                  | サンベイ株式会社        | 一四〇〇二四     |      |
| サミー株式会社 代表取締役<br>里見治<br>東京都豊島区東池袋二丁目二番二号          | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | サンベイ                  | サンベイ株式会社        | 一四〇〇二五     |      |
| 株式会社大一商会 代表取締役<br>愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地             | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | C R 踊れ<br>ツ!安来キ<br>ズM | 株式会社大一商会        | 一〇〇〇八九     |      |
| 株式会社パイオニア 代表取締役<br>野口三次<br>大阪府東大阪市長田中一丁目六七番地二     | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)          | ハナハナ<br>30            | 株式会社パイオニア       | 〇四〇五二〇     |      |
| 有限会社リックコーポレーション 代表取締役<br>田中理介<br>東京都新宿区新宿一丁目二四番七号 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)          | リックデ<br>ビュー           | 有限会社リックコーポレーション | 〇四〇〇一〇     |      |

|  |                                   |                              |         |        |
|--|-----------------------------------|------------------------------|---------|--------|
| 株式会社藤商事 代表取締役<br>松元邦夫<br>大阪府東大阪市荒川三丁目一〇番七号 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | C R ブッ<br>ちぎりラ<br>イオーV       | 株式会社藤商事 | 一〇〇〇八四 |
| 株式会社藤商事 代表取締役<br>松元邦夫<br>大阪府東大阪市荒川三丁目一〇番七号 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | C R ブッ<br>ちぎりラ<br>イオーR       | 株式会社藤商事 | 一〇〇〇九二 |
| 株式会社三共 代表取締役<br>毒島秀行<br>群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地  | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | C R フイ<br>I B A I 兄<br>貴 G P | 株式会社三共  | 一〇〇一〇五 |
| 株式会社エレコ 代表取締役<br>宇田川和富<br>東京都江東区有明三丁目一番地二五 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)          | カジノフ<br>R I                  | 株式会社エレコ | 一四〇〇五二 |
| 株式会社エレコ 代表取締役<br>宇田川和富<br>東京都江東区有明三丁目一番地二五 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)          | アステカ<br>ドレジェン<br>DR          | 株式会社エレコ | 一四〇〇五一 |
| 株式会社ネット 代表取締役<br>国本幸司<br>大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)          | ツシンドバ<br>ST                  | 株式会社ネット | 〇四〇四八八 |